

山梨県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和二年二月九日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和二年一月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさゑ

一 被登録資格の決定の基準となる日 令和二年一月三十日（ただし、年齢については同年二月九日）

令和二年一月三十日

二 登録を行う日